

イランにおける公的事業者団体の役割

——民間事業者と行政府の関係についての考察——

いわさき ようこ
岩崎 葉子

《要約》

今日のイランではイラン商工会議所およびイラン事業会議所という2つの公的事業者団体がそれぞれ輸出入事業者認定証と営業許可証の発行を介して一般の民間事業者（企業・個人事業主などを含む）と結びついている。そこには行政府がこれらの事業者団体を事業者みずからに組織させることを通じて彼らを統制・監視し、中間に配された事業者代表が両者の利害調整を任せられるという構造がみられる。生産や流通といった主要な経済活動領域において事業者どうしの経営上の連携が弱く、また歴史的にも自律的事業者組織の育ちにくかったイランにあって、これら事業者団体は結果的に行政府が民間事業者の動向を把握する上で重要な役割を果たしている。

はじめに

- I イラン民間事業者にかんする研究動向
- II 2つの事業者団体——その組織と機能——
- III 公的事業者団体による許認可制度の背景と効果
おわりに

はじめに

本稿の目的は、イランにおいてさまざまな産業分野の民間事業者（法人化した企業に加え、個人事業主を含むものとする）を束ねる2つの主要な事業者団体「イラン・イスラーム共和国商工鉦農業会議所 (Otāq-e bāzargānī va sanāye' va ma'āden va keshāvarzī-ye Jomhūrī-ye Eslāmī-ye Īrān)」(以下、イラン商工会議所) および「イラン事業会議所 (Otāq-e asnāf-e Īrān)」に焦点を当て、その組織・機能の特徴を明らかにすることにある^(注1)。本稿がこれらの事業者団体に関

心を寄せるのは、それが現代イランにおける行政府と民間事業者との関係を考察する上で極めて有益と考えられるためである。

本稿が論じる民間事業者は、事実上その大部分が中小零細企業であるが、それは以下のような事情による。1979年のイラン革命後、同国では為替管理や貿易政策を含め一時は極めて中央集権的・統制的な経済政策が敷かれた。また圧政からの解放と社会的弱者救済を掲げた革命の動乱と熱狂の過程で、多くの民間大企業が王政時代の不正・蓄財の象徴として糾弾され接収された^(注2)。しかしそのうちには革命政権を嫌ってみずから国外へ亡命するなどした実業家が残した企業を革命政府がやむを得ず国有化し、関連する労働者を保護する施策をとった事例も多くあり、のちにこれが重い財政負担を引き起こ

した。

イラン政府はイラン・イラク戦争後の1990年代に入ると「経済自由化」の旗印の下、憲法第44条を慎重に再解釈することを通じて銀行など一部に民間資本の参入を許したほか、国有企業の整理・再編による「民営化」を推進する方向へ転換した^(注3)。しかしこの国有企業の民営化プロセスは紆余曲折を極め、民営化の俎上に載せられた企業の株式の大部分は通常の意味における民間部門に売却されずに、政府関連機関や組織に譲渡されていることをもって、民営化は株式の移転・再配置にすぎないなどとする批判も招いた。その実態は体系的データの形では明らかにされていないものの、公的年金基金投資会社 (Sherkat-e sarmāye-gozārī-ye ta'mīn-e ejtemā'i)、革命防衛隊 (Sepāh-e pāsdārān-e enqelāb-e Eslāmi) 系列の企業などがこうした国有企業株式の主要な受け取り手であること、また協同事業組合 (sherkat-e ta'āvoni)^(注4)を通じた貧困層への国有企業株式の割当売却などが行われたことなどが指摘されている [Harris 2013]。

すなわち憲法の規定に則って非常に大きなカヴァレッジを与えられたイランの公共部門は経済自由化以降の「民営化」プロセスに乗せられたとはいえ、ほとんどの旧国有企業ははまだ広義の公共部門に属し、各省庁やその関連組織の監理下にある。本稿が論じる民間事業者はそれらに該当しない文字どおりの民間部門であり、旧国有企業の多くが大規模企業であるのに対し、ほぼ中小零細企業群によって構成されていると考えられる。

今日のイランでは、そうした民間事業者の経済活動は2つの事業者団体 (イラン商工会議所およびイラン事業会議所) の下に束ねられてい

る。この2団体の存在は、ともすればインフォーマルセクターの闇に呑み込まれがちな中小零細事業者たちの経済諸活動の実態を把握しようとするイランの行政当局の意図を反映しており、現在の民間事業者の全体像を把握する上で極めて重要な手がかりを提供するものである。

本稿ではこの2つの事業者団体の設立にかかわる法とそれに基づく許認可制度を詳しく検証し、同時に繊維・アパレル産業を事例とした法の運用実態にも目配りすることで、2団体がどのような制度上の役割をもたされているかを明らかにする。この作業にあたっては、関連先行研究に現れたイラン革命以前のイランの事業者らと時の政府との関係などを探りつつ、今日のイランの民間事業者に対する行政府のスタンスをより歴史的な観点から考察したい。

また本稿は、イラン民間事業者をめぐる制度的枠組みと、彼らの経済主体としての自律性・自己組織化のあり方が、どのような形で相互に影響し合っているのかというより大きな問題に接近するための予備的調査という位置づけをもっている。

本稿の構成は以下のとおりである。

Iでは、イランの商工業者組織をめぐる先行研究においては従来どのような論点を中心であったのかを、本稿の議論に引き付けながら論じる。IIでは、それぞれの事業者団体について関連諸法制定の経緯と現行法の規定について詳解する。IIIではテヘランでの聞き取り調査をもとに現在のイランにおける許認可制度の実態を明らかにし、2事業者団体の果たしている実質的機能を分析する。

I イラン民間事業者にかんする研究動向

イランの伝統的な都市空間に設けられていた常設市場バーザール (bāzār) では、多様な業種の商工業者たちが工房や店舗を構え、生産と物流の中心的機能を担っていた。事業者たちはセーフ (senf, 複数形はアスナーフ asnāf) と呼ばれる同業者集団に分かれていたことが知られているが、19世紀から20世紀にかけての経済発展や都市の拡大とともに、彼らを取り巻く社会経済情勢は大きく変化した。商工業者たちは多様な業態や地域へと展開し、市内にはバーザール以外の商業街区も多数形成され都市の経済機能は多極化していった。

先行研究における、旧時代のバーザールを拠点とする「セーフ (欧米研究者がいうところのギルド)」「バーザリー (bāzārī) (バーザールの人の意)」「バーザール商人」などの呼称をもつ社会集団は、それぞれ当時の主要な商工業者を含んだと考えられる。これらの呼称は異なる研究者の関心と分析視点に基づいて定義されたものであって、同じ集団を指すものではない。しかしイラン都市部における経済活動の担い手であった個人の集団という意味ではその社会的機能は部分的に重なっており、また本稿における民間事業者とも強い関連性がある。

筆者が関心を寄せる民間事業者と行政府との関係 (言い換えれば経済主体としての自律性) という観点からは、研究史上に次のような潮流を見出すことができよう。

1. 「ギルド」研究

近世以降のイランの「ギルド」研究からは

Lambton [1954] や Keyvani [1982] の論じた歴史的な商工業者組織の形態が窺われる。史料の制約からその通時的全体像は明らかでないものの、サファヴィー朝期 (16～18世紀前半) 以降はヨーロッパ人旅行者などが書き残したものなどから、主要な都市のバーザールに拠点を置く商工業者たちの営業実態や政府との関係が比較的詳しく論じられている。

Lambton は、中世には一定の地域内の住民の間に宗教や職業などを媒介とした多様な形態の集団が形成され、成員間の係争を処理できる職人「ギルド」も存在していたことを指摘しつつ、サファヴィー朝期にはすでにギルドの長が王に供出する労役に対する報酬を得ていたとする [Lambton 1954, 22]。

同じくサファヴィー朝後期の「ギルド」を論じた Keyvani は、当時の行政府は「ギルド」に属する人員を把握し、生産された財の買い上げや税の徴収を容易にするため、職業の「専門化」を促進したと指摘する。「ギルド」内部の問題については成員が選んだ長老によって決められたものの、そうした役職は王による任命の形をとった [Keyvani 1982, 79]。王や支配者たちによる都市部の市場建設とその賃貸、市場運営を通じた「ギルド」の監理 (価格のコントロール、人事の資格審査など) が、当時の対「ギルド」行政における統制手段として挙げられている [Keyvani 1982, 100-139]^(註5)。

事業者にとっては営業の場所 (市場内の店舗数) に制限があるため、そこに何らかの既得権益が生じた可能性は否定できないものの^(註6)、「ギルド」の成員ら自身が実質的な参入規制を敷いてあまねく事業・経営を独占していたか否かを論証し得る十分な史料は見出されないとい

う点には注意が必要である。

先行研究にみられる断片的な情報からは、イランにおける「ギルド」が一定程度の自律性をもちながらも、少なくとも近世以降は行政府による監理の対象となってきたことが窺える。同様の言及は、欧米のギルド研究の知見とターミノロジーをイランの同業者集団センプの事例に当てはめることの妥当性を疑問視し、関連する先行研究を検証した Floor [2009] によってもなされている^(注7)。

2. 近現代のイラン政治史と事業者

近代以降の研究においては「センプ(ギルド)」に代わり「バーザーリー」や「バーザール商人」といった集団に研究者の関心が移っている。この背景として、近世から近代にかけて徴税の単位として機能していたイランのセンプが、19世紀以降イラン国内製造業の衰退に伴い著しく弱体化したことを指摘できる。イラン政府はセンプごと(267業種に細かく分類されていた)に行っていた課税を1927年3月に個人単位の課税へと改め、これに伴ってレザー=シャー期(1925～1941年)には同業者集団を通覧できるような制度はなくなった[岩崎2019, 7]。

「バーザーリー」や「バーザール商人」と呼ばれる人々がはたして近世の職人「ギルド」に繋がる社会集団であるか否かは慎重に判断する必要があるが、イラン都市部における経済活動の主体となる事業者の集まりであるという点では共通項をもつ。

またイラン近現代史上では、19世紀末から20世紀後半のイランで生起したいくつかの政治変動と相前後する流動的な時期において、バーザール内に拠点をおく事業者の集団がイス

ラーム法学者による政治的動員に応じて一定の役割を果たしたという事実がとりわけ重視されてきた。「立憲革命」(1905～1911年)、「石油国有化運動」(1951～1953年)、「イラン革命」(1979年)などにおいて、大都市部のバーザール内に店舗を有して商品の製造・販売を行った伝統的なイランの事業者がイスラーム法学者たちの政治的主張に共鳴し運動を支えた。

ここではイランの民間事業者らの本来の経済的機能よりも政治的に果たした役割に焦点が当てられている。そうした政治的アクターとしての「バーザーリー」論においては、バーザール内に拠点をおいた商工業者らとその母体でありながら、時代とともに変化しているはずの組織の様態や経済的機能が深く掘り下げられることはほとんどなく、もっぱらこの集団が(主として宗教層との結びつきを通じて)イラン社会のなかに強固な紐帯をもって存在し続けていることを自明としていた。

さらに時代を下ったイラン革命の前後の時期におけるバーザールの変容に迫った Keshavarzian [2007] も、基本的に同様の視点に立脚している。ただし Keshavarzian の議論の要諦は、パフラヴィー朝期(1925～1979年)まで市場支配力と相対的自律性を維持していたバーザールが、革命政権のマクロ経済政策と貿易事業の独占を通じて政府に取り込まれ、内部の自律的・協調的ガバナンスとその政治的動員力を失った、という点にある。その議論の前提として Keshavarzian は、1960～70年代の(おもに)テヘラン・大バーザールを事例とし、商人間における紛争処理、相互的信用供与、宗教儀礼の共催、婚姻関係の締結などを通じてそのメンバーたちの間に強固なネットワークが構築

され、前時代からの「伝統的」バーザール社会は20世紀後半までその命脈を保っていたことを強調している。

ちなみに事業者間での明示的な参入規制や談合が組織的・自律的に行われていたという報告はここでもみられない。近現代を扱う先行研究のなかに見出されるイランの事業者たちは、都市の中心に位置したイラン各地のバーザール内において緩やかに社会的アイデンティティを共有する地縁集団のごとく描かれている。

3. 近現代の民間事業者と行政府

近世のイランの商工業者組織についてはすでに価格統制や人事への介入を含む中央政府による監理の対象となる経済主体であったことが指摘されていた。ところがこうした視点は20世紀のバーザールの政治的動員力に関心が集まるなかで取りこぼされ、とりわけレザー＝シャー期の民間事業者の実態や行政府の対民間事業者政策についての詳細な研究は見当たらない。さらにバーザールとその周縁、もしくはより広域に分散する事業者らとバーザールとのつながりや、その全体が経済機構としていかなる実質的役割をもつかについての議論も不十分であった。

上述の Keshavarzian は、革命後のバーザールの「弱体化」の要因を主として、革命政府による統制的な経済政策（とりわけ為替・貿易政策）と、その結果出現した巨大な官製ビジネス、また規制の網の目をかいくぐる密輸市場の成長に求めているが、革命政権が前政権に比較してより統制的であったと主張するためには、歴史的な視野からパフラヴィー朝期の民間事業者政策が詳細に検討される必要があることはいうまでもない。

その意味で、それぞれ1930年代と1950年代には現在の組織の原型が作られていたイラン商工会議所とイラン事業会議所の法制度に注目することは、パフラヴィー朝期のイラン政府の対民間事業者政策の一端に光をあて、またより広範で現代的な事業者の組織の実態に迫ることができるという点で、先行研究における欠焉をわずかではあるが埋める役割をもっているといえる。

II 2つの事業者団体 ——その組織と機能——

イラン商工会議所とイラン事業会議所はそれぞれ現代イランの民間事業者の営業に深い関わりをもつが、歴史的にみると二者の性格はかなり異なっている。本節ではとくに法制度や立法の意図に着目しながらその棲み分けの本質をみていこう。イラン事業会議所についてはすでに岩崎 [2019] がその組織的成り立ちと機能を明らかにしているので、まずはその概略を示す。

1. イラン事業会議所の法的位置づけ

前述のとおり1927年3月にイラン政府はセンプごとに行っていた課税を廃止し [Rūz-nāme-ye Rasmī-ye Jomhuri-ye Eslāmī-ye Īrān 2009, 195-197], 事業者らについて個人単位の課税を導入したため、レザー＝シャー期には国内の事業者を産業分野別に把握し得るような徴税や登録のシステムはなくなっていた [岩崎 2019, 7]。目下のイランにおけるような、一定の地域内における同業種の事業者たちに非営利の組合を結成することが義務づけられたのは、1971年の「全国商工業者制度法 (qānūn-e nezām-e senfi-ye

reshvar, 以下, 商工業者法)」制定時である (1950年代には現在の同業者組合の原型となる組織が作られている^(注8))。

その際の議会での議論からは, 同法制定の第一義的な目的が「同業者組合制度の導入によって国内の商工業者(職人や労働者を含む)が供給する拙劣な商品, 営業をめぐる綱紀衰退, 消費者とのトラブルなどを防ぐ」[岩崎 2019, 9]という点にあったことがわかる。極めて流動性の高い(すなわち定着率の悪い)民間事業者らによって構成される各業界は, 消費者に提供される財やサービスのばらつきが大きく, またそれによって消費者が不利益を被ってもこれを是正する組織をもたない。こうした状況は後述するようにイラン独自の経営文化と生産・流通システムとに起因し現在でも続いているといえるが, この当時から非常に問題視されていた。法案審議の特別委員会においては同業者組合制度が問題の解決策として提案されている。つまり事業者同士をみずから組織させることによって, 価格統制や相互監視, 業者間調整などを促すという制度を導入したのである。

2017年時点で, イラン全国でおよそ8300の同業者組合(ettehādiye-ye senfi)が組織され, その下で300万近くの事業者(事業所)が商工業活動に従事している^(注9)。今日のイランで合法的に事業を行うためには, その規模のいかに拘わらずすべての事業者が, 同一のセンプ^(注10)に属する他の事業者(vāhed-e senfi)とともに同業者組合を結成しそこから「営業許可証(parvāne-ye kasb)」を取得しなければならない^(注11)。したがって全国の事業者がかなりの程度まで網羅的にこの同業者組合制度に登録されている。

これら同業者組合の組合長らから構成される上部機関が, 各県の事業会議所といわれる組織であり, さらにそれらから選ばれた事業者によって構成される州単位の重役会の代表が参加する全国組織がすなわちイラン事業会議所である(イラン事業会議所の組織については岩崎[2019, 10]の図1を参照のこと)。事業会議所は同業者組合のいわば監督機関であり, 組合に任されている営業許可証の発行や係争・苦情処理といった業務が法令に則って適正に行われるよう監督する責務が課されている。とはいえ一般の事業者にとって彼らの日常的な営業に重要なお墨付きを与える最も身近な存在は当該センプの同業者組合であり, 彼らが何らかの問題について県や州の事業会議所に直接照会することは稀である。

2. イラン商工会議所

イラン事業会議所が, その設立の当初から「同業者組合」を通じてほぼすべての民間事業者を網羅するための組織であったのに対して, イラン商工会議所は元来, 大商人・有力事業者を選抜的に率いる組織であった。以下にその経緯をみよう。

(1) イラン商工会議所の位置づけと変遷

19世紀のテヘランなど大都市部には有力商人たちが参加した在地の商工会組織が存在し, 有力商人の一人であったアミーノッ・ザルブ(Amīn-oz-zarb, Hājī Mohammad-Hasan)が主導して1884年に商業会議所(のちの商工会議所)の前身ともいえる商人代表者会議(Majles-e vokalā-ye tojjār)が組織されたことが知られている[Ashraf 2013]^(注12)。しかしイランで初め

て法律によって「商業会議所 (Otāq-e tejārat)」が設置されたのはパフラヴィー朝成立後の1930 (イラン暦1309) 年のことである。当時のイラン政府はいわゆる輸入代替工業化を開発戦略の中心にすえ、「貿易独占法 (qānūn-e enhesār-e tejārat-e khārejī)」(1931年制定)によって貿易事業を政府の独占とする政策を採ろうとしていた。1930年の「商業会議所設立法 (qānūn-e tashkil-e otāq-e bāzargānī)」(以下、1930年会議所法)は、1926年にすでに商業省内に設立されていたヨーロッパ式の商業会議所^(注13)に法的な裏づけを与え、政権へ協力させつつこの政策を有効に実施しようとする政府の意図を反映したと考えられる^(注14)。

このときに定められた商業会議所は、その「会員資格 (‘ozvīyat)」の要件や会員定数^(注15)が非常に限定され、当該地域の商業関連の納税台帳に登録された商人らによる選挙をつうじて任命された(1930年会議所法第9条)。同時に、商業会議所のすべての会合に国民経済省 (Vezārat-e eqtesād-e mellī) の大臣もしくはその代理人が出席し議論や決議に参加できるとされており(同第7条)会議所の自律性は担保されていない。

一方で商業会議所に課された「義務 (vazāyef)」について1930年会議所法ではかなり具体的に提示されている。たとえば第26条では「商業・経済に関連した諸法の現状・修正・改正」「証券取引所・銀行・両替商・仲介業者・保険・商人らと仲介業者らの事務所」「商業見本市」「外国への商品の輸送および外国から国内への輸送の一時的禁止、輸出の増加・調整」「輸送手段の改善・進歩」「工業にかんする開発振興策の準備」「商業上の諸特権」などについて、商業会議所が国民経済省に見解を表明しなけれ

ばならないとされており、こうした政策実施に際しての事実上の調整機能を果たすことが求められている^(注16)。

1994年に現行法「イラン・イスラーム共和国商工鉱業会議所法 (qānūn-e otāq-e bāzargānī va sanāye’ va ma’āden-e Jomhūrī-ye Eslāmī-ye Īrān)」(以下、1994年会議所法とする)が改正・制定されるまでに会議所法はいくつか改正されている^(注17)。1970年に当初の「商業会議所」は、「イラン工鉱業会議所」と合併して「商工会議所」となり、より幅広い分野の実業家を束ねるような組織へと再編されたが、その法制度上の変遷をたどるといくつかの転機がみえる。

1930年会議所法の制定は、上述のとおりレザー＝シャー政権の樹立に伴われたものであり、そこに定められた商業会議所はそれ以前にあった「有力商人たちによる自律的な連合・連携の試み」とは一線を画し、政府が実業家を組織し近代化期の国力強化の一環として情報収集・輸出入事業の統制などをめざしたシステムであった。1930年会議所法では、「政府が要請する商工業の状況にかんするさまざまな見解・情報の準備と提供」「国民経済省に対する、自身の管轄区域における商工業の状況に関する見解と、その改善・振興方法の表明」(第25条)などのように市況についての現場からの報告や情報提供が求められている一方で、「商業・経済に関連した諸法の現状・修正・改正にかんして」の意見や「外国への商品の輸送および外国から国内への輸送の一時的禁止、輸出の増加・調整」についての見解といった、具体的な事項についての会議所メンバー側からの上申が認められている(第26条)。

商工会議所が監督官庁に上申できる事柄は、

このあと 1942 年会議所法・1954 年会議所法ではさらに具体的になっている。たとえば「商業・経済関連の諸法の制定・変更・修正，あるいは価格 (nerkh) の調整」や「商業活動にかかわる使用税・税金」(両法とも第 20 条) などについて，商人側が見解を申し立てることができた。しかも 1954 年法においては「国民経済省は商業会議所の見解に注意を払い，彼らの提案が適正と判断されない場合には 1 カ月以内に (証明される形で) 返答を与えなければならない」(1954 年法第 20 条注) として，会議所の提案に一定程度の拘束力をもたせた条項も挿入されている。

ところが 1979 年のイラン革命を機に，それまでの商工会議所に与えられた機能の具体性や自律性が (少なくとも法文上は) 弱められていることに留意したい。革命後に改正された 1994 年会議所法では，会議所に課された義務として挙げられた事項は，「大商人・経営者の間での，関連諸法・国内の現行法規の施行における調整・協力関係の構築」「三権に対する，商業・工鉱業などの経済問題にかんする協議的見解の表明」「会議所に関連する諸法規の執行にかかわる執行機関やそのほかの部局との協力」(第 5 条) などのように，表現がかなりあいまいで，どのような問題について会議所メンバーの発言権が認められているのかが判然としない。

また，1942 年会議所法・1954 年会議所法には「会議所の収入」として「商業会議所が専門家や調停人を関与させるような場合の専門家相談料・仲裁料」(両法とも第 21 条) が定められており，係争時の調停機能が会議所に付与されていたことが窺われる。この部分も 1994 年法では削除されており，現行法の下で会議所がど

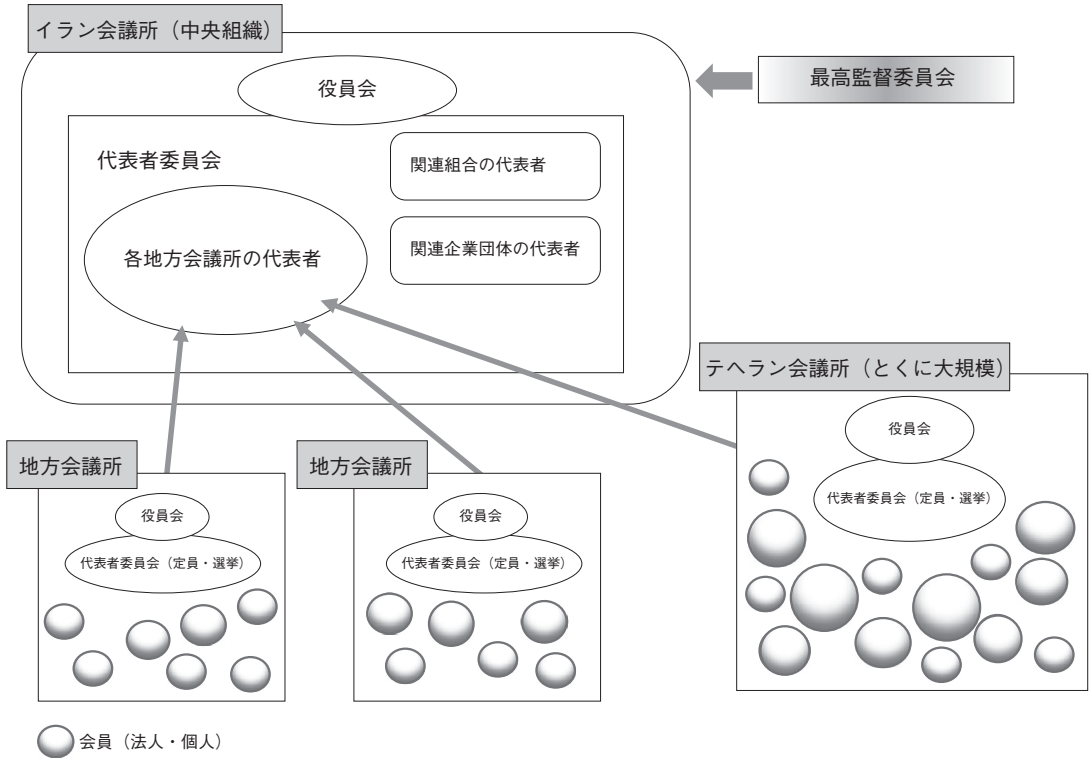
の程度の調停機能を果たすのか，あるいはそれが想定されているのかが不明である。また会議所メンバーに課される義務については複数の条項が費やされているにも拘わらず，メンバーに与えられる特典や権利については明示的な言及がない。1942 年会議所法・1954 年会議所法が適用された時期には会員に経済関連法規や施策についての修正意見を表明し具体的な提案を行う機会が与えられており，一定程度の双方向性もみられたのに対して，イラン革命後に制定された現行法ではこうした双方向性が後退したと考えられる。

(2) 現在のイラン商工会議所

今日のイラン商工会議所の組織は図 1 のごとく示すことができる。この図からもわかるように，全国の各行政地方には当該地方の会員たちからなる「地方会議所 (otāq-e shahrestān-hā)」^(註18) があり，その中心に「代表者委員会 (hei'at-e namāyandegān)」と「役員会 (hei'at-e ra'ise)」がある。代表者委員会のメンバーは地方ごとに定員が決まっており^(註19)，かつ選挙で選ばれる (第 12～15 条)。さらにこれらの「地方商工会議所」から送り出される代表者が集う中央組織「イラン会議所 (otāq-e Īrān)」がある。それぞれの会議所には会員の選挙で選ばれた「役員会 (hei'at-e ra'ise)」および専従の書記 (dabir-e koll) が設置される。

地方商工会議所とイラン商工会議所との関係は，地方から中央へ代表が送られ，そこでの決定に従うことが各地方に求められる (第 21 条) という観点からは，通常の代議制が採用されているといえる。しかしながら「イラン商工会議所」には各地方からの代表者以外に，商工会議

図1 イラン商工会議所組織図



(出所) 1994年会議所法をもとに筆者作成。

所に関連する組合 (ettehādīye) や企業団体 (sandikā) の代表なども集い、さらに事実上その上に「最高監督委員会 (shourā-ye āli-ye nezārat)」と呼ばれる関係省庁の大臣^(註20) から成る組織がある。各地方からの代表者を集わせる形をとる商工会議所ではあるが、全体の施策や方針の決定は最高監督委員会が行うことになっており (第9条)、かつ商工会議所は国内法規や経済問題にかんする「調整」や「協力」を義務として課されている (第5条)。

以上を要するに、イラン商工会議所は19世紀に試みのあったような商人たちによる自律的組織とは異なり、法的には、あくまでも政府が自身の貿易政策などを成功裡に遂行するために

有力事業者らを束ね、協力を求めるための「上意下達」機関をめざしたものと位置づけられる。

また設置法の条項に定めはないものの、「カールテ・バーザルガーニー (kārt-e bāzargānī)」と呼ばれる輸出入事業者認定証 (輸出入される品物ではなくその事業者に対して付与される資格) はイラン商工会議所を通じて発行される。この認定証の取得は後述するようにイランの一般事業者が合法的に輸出入事業を行う条件となっており、事業者はイラン商工会議所を通じて申請することが求められるため、同会議所が事実上イラン工鉦商業省の出先機関としても機能している。今日のイラン商工会議所が、輸出入事業に携わろうとする事業者にとっては避けて通る

ことができない組織となっていることも極めて重要である。

3. 2つの事業者団体

このようにイラン商工会議所およびイラン事業会議所の2つの事業者団体は、輸出入事業と営業そのものに対する許認可制度を通じて、それぞれ民間事業者と結びついている。

今日一般に、日本や欧米において民間の複数の企業（事業者）が結成する事業者団体の活動は、市場の公正性を担保するといういわゆる競争法の観点から制限の対象となっている場合が多い。そもそも事業者団体には業界内調整を期するものや共同事業の遂行を目的とするものなど多様な性格の組織があるが、今日ではその種の活動が、有力事業者によるカルテルや私的独占、不当取引を誘引することのないよう制限を設けるべきとの考え方が趨勢となっているためである^(注21)。しかしイランの商工会議所、事業会議所はいずれもこの趨勢に逆行する形で行政が事業者団体の結成を推進している事例といえる。

とりわけ、イランの一般事業者にとって最も重要かつ身近な存在である同業者組合およびその上部組織である事業会議所は、一見すると日本における商工会や商工会議所の類似組織であるかのように思われるものの、日本のそれがあるかまでも任意団体であるのに対し、イラン事業会議所の実態は「むしろ行政による中小零細事業者監理のための機構としての性質を色濃くもつ」[岩崎 2019, 14] 組織である点に留意が必要である。

またイラン商工会議所は、少なくとも設立の時期においては有力商人に対して一定程度の発

言権を認め、現在もいわゆる一般の民間事業者のほかに、冒頭にふれた旧国有企業も会員として名を連ねており（後述）その意味では依然としてかなり選抜的な組織という側面をもつものの、同じく事業者監理の目的を帯びている。

すなわち、その許認可制度の運用という観点からは、イラン商工会議所、イラン事業会議所ともに行政上不可欠な役割を帯びたいわば「公的」事業者団体と位置づけることができよう。

III 公的事業者団体による許認可制度の背景と効果

2つの事業者団体の法的な位置づけと性格は上にみたとおりである。政府の第一義的な立法意図はこのような公的事業者団体による許認可制度を通じた民間事業者の実態把握にあることは明らかであるが、以下ではその運用の実態をみることによってこうした制度が敷かれている背景について考察したい。

1. イラン商工会議所と輸出入事業

(1) 輸出入事業者認定の窓口

イラン商工会議所が今日の民間事業者にとって果たす実質的役割をみていこう。イラン政府は近代化の初期から貿易事業に強く介入してきたが、第二次世界大戦後に石油国有化がなされた後は石油・天然ガスからの収入を中心とする外貨の管理がいつそう国政上重要な課題であり続けた。国内企業の輸入事業に対する外貨割り当てによって貿易収支（ひいては国際収支）をコントロールするという観点からも、国内の輸出入事業者の動向とニーズを把握することが必須であり、前述の輸出入事業者認定証を輸出

入事業に携わろうとする事業者にとっての必須条件としているのもこうした事情を反映してのことである。政府にとってのイラン商工会議所が担う主要な機能のひとつはこの点にあったと考えてもよいだろう。

輸出入事業者認定証の申請者は必ずしもイラン商工会議所の会員であることを求められてはいない。しかし一般には会員にならなければ輸出入事業者認定証の取得は難しいと認識されているため、イラン商工会議所は輸出入事業に携わろうとするイラン人事業者にとっては極めて重要な組織となっている。

目下、イラン商工会議所の会員となること自体に特筆すべき制限はない。インターネット上のシステムを通じて申請することが可能で、法人・自然人のいずれも所定の要件を備えていれば会員となることができる^(注22)。

輸出入事業者認定証の申請も、同会議所のウェブサイトを通じて申請システムへアクセスすることで可能になる^(注23)。申請を行うために満たすべき要件として、申請者が自然人の場合は、申請者の年齢や学歴（事業歴）が一定以上であることや財産証明が求められる。法人の場合は、会社の登記が行われていることや十分な活動歴があること、一定額以上の運転資金があることなどが条件となる。現在インターネット上には、申請に必要な証明書類や申請方法などに関し、コンサルタントや法律事務所などによる詳しいガイダンスが提供されている。こうしたサイトでは「いかに迅速に」輸出入事業者認定証を取得できるかといった情報が提供され、多くの企業や個人がそうしたノウハウを求めていることが窺われる。

もともとイランの輸出入事業は、イラン商工

会議所の歴史的な性格にみるようにごく限られた商人集団によって担われてきたが、時代とともに貿易事業に参画する事業者の裾野は大きく広がった。その結果、一定の要件を満たせばあらゆる民間事業者が商工会議所のメンバーシップを獲得できる制度に変わってきたものとみることができる。

(2) 輸出入事業の「大衆化」の背景

こうした輸出入事業のいわば「大衆化」の背景には、イラン革命（1979年）後のイランでは生産活動に携わらない純然たる商人に対しては輸入事業が認められていなかったという事情がある。革命による国際環境の変化と為替の暴落の下、外貨コントロールはとりわけ重要な課題となったため、革命直後には極めて統制的な貿易政策が採られたのである〔岩崎 2004, 13-16〕。また自由化の進んだ1990年代以降も海外から輸入した原材料を用いて国内で生産活動を行ったり自社製品の輸出によって外貨を獲得したりした生産者でなければ外貨割り当てを受けられない状態が継続した。結果として、製造企業がそれぞれ独力で物財を輸入・輸出せざるを得なくなり、国際商取引に縁のなかった国内の中小零細事業者も輸出入事業者認定証を取得する必要に迫られた。

現在そうした規制は緩和されているが、商人による貿易のみならず製造企業が原材料を輸入する、製品を海外へ販売するといった場合にもこれが必要とされるため、そのニーズは大きい。しかも後述するようにイランの企業はその規模に拘らず独立経営を堅持する傾向が強く大手企業の傘下に組織化されることが少ないため、中小企業であっても輸出入事業者認定証を申請せ

ざるを得ない場合が少なくない。

ただし聞き取り調査の過程では、原材料輸入が不可欠である繊維系製造企業の動向に詳しいインフォーマントによって次のような興味深い実態も報告された。民間事業者は必ずしもみずからが商工会議所の会員になるとは限らず、輸出事業の場合にはあえて手数料を支払って他人名義の輸出入事業者認定証を利用することがある^(註24)。おそらくは輸出事業によって獲得した外貨額や活動の詳細（何をどのくらい輸出したかなど）を行政府に知られるのを避ける目的と考えられる。

一方で、輸入事業に関しては様相が異なっていることが、同インフォーマントの次の発言から窺われる。

「(民間事業者が)自分たちでやろうとすることが多いです。…(中略)…たとえば生産者が、繊維企業が原材料を輸入しようとする場合……間にコミッションを取る会社が入っていれば4パーセントくらい多めに払わねばなりませんから。」

「もし私が生産企業で、機械を輸入したければ、さまざまな手数料の免除があります。商社ではなくて製造業企業であれば。そうしたわけで、輸入のためにカールテ・バーザルガーニーを取得する企業はたくさんあるのです」^(註25)

こうした事情から、かつては国際商取引に精通した大商人が従事するものであった輸出入事業は、国内の一般の民間事業者にもその門戸が開かれ、もはや商工会議所のメンバーシップに希少性はないことがわかる。とはいえ会議所内

における実権、および発言力という観点からは、以下のイラン商工会議所重役の発言にみるように、今日でも会員として名を連ねる大企業（前述の旧国有企業を多く含む）が政府との太いパイプをもち、企業の規模や事業の実績に応じた序列に従っているという。

「どの会社、どの分野でも、商工会議所のメンバーになることは可能です。…(中略)…もっとも、会議所のなかでは会社は全部ランキングされますが。極めて活発で、海外事業を精力的にやっている会社は上位の会社とみなされます。」

「どれくらい業績があったか、どれくらい納税したか、そうしたことが順位に影響する。メンバーシップそのものには制限は一切ありませんが、入会してくる会社にはそれぞれに応じた地位があります。会議で座る場所が異なる。経済分野で果たす役割に応じた発言力があるわけです」^(註26)

2. イラン事業会議所と民間事業者

(1) 民間事業者にとっての同業者組合

上述のとおり、商工会議所がかつてに比べて大幅に「大衆化」したとはいえ、依然として輸出入事業に関係する一部の事業者とのみ接点のある組織であるのに対して、イラン事業会議所は国内のすべての民間事業者にとってより身近であり、日常の営業活動に不可欠な存在である。その実態は岩崎 [2019] がアパレル製造および販売に関連する4つの同業者組合（「アパレル生産者・販売業者 (toulīd-konande-gān va forūshande-gān-e pūshāk) 同業者組合」「シャツ縫製・シャツ販売 (pīrāhan-dūzān va pīrāhan-forūshān) 同業者組合」

「テヘラン婦人服・紳士服仕立て (khaiyātān-e zanāne va mardāne-ye Tehrān) 同業者組合」「テヘランニット製品・靴下生産者・販売業者 (toulīd-konande-gān va forūshande-gān-e kālā-ye kesh-bāf va jūrāb-e Tehrān) 同業者組合」の事例をもとに明らかにしているため、以下にその概略を示そう [岩崎 2019, 15-17]。

テヘランのアパレル製造関連の生産企業や流通業者の大部分は上記のうちいずれかの同業者組合に加盟して営業許可証を取得している。実際には零細企業・町工場といった事業者のなかには「未加盟」も少なくないが、イラン企業にとって同業者組合への加盟と営業許可証の取得は操業の法的裏づけを得る唯一の手段である^(註27)。

これら同業者組合のうち2組合からの聞き取り調査に基づく、現代の同業者組合の日常的な機能(窓口)として事業者から最も重要視されているのは、第一に営業許可証の発行、第二に事業者間の係争処理である。営業許可証はほんらい事業者個人(もしくは法人)に対して発行されるもので、事業所の確保は許可の取得後に行われる^(註28)。営業許可証なしに操業する事業者について告発があった場合には、当該の同業者組合がその違法事業者を召喚ししかるべき手続きを踏むよう勧告するが、聞き入れられなければ警察などをつうじて活動を停止させねばならない。地域内でのこうしたいわば監視活動も同業者組合に課せられた責務といえる。

同業者組合による係争処理は、組合に当事者が申し立てることで、通常の訴訟手続きよりも簡略かつ迅速な解決が見込まれるため、組合員からは重視されている機能である。組合のなかに設けられている調停委員会が審理を引きうけ、

告発した側・告発された側双方の召喚を経て解決がめざされるが、違反行為が甚だしい、当事者間の折り合いがつかないなどの場合には事案に応じて然るべき行政機関へ送られることになる。

こうした機能に加え、同業者組合が果たすもうひとつの重要な役割として商品やサービスの価格決定に一定程度の発言力をもつ点が挙げられる。イランでは現在、工鉦商業省内にある生産者・消費者保護機構(Sāzmān-e hemāyat az toulīd-konande va masraf-konande)が国内の物価統制を行っており、この機構内で値上げの必要性を認めた財やサービスについて先に述べたように監督委員会、事業会議所および同業者組合を通じて、それが全国の事業者告知されることになっている。この際、経済成長やインフレ率などと併せて、参考価格として各同業者組合が事業会議所を通じて政府に提示する価格のリストが、機構の意思決定に影響すると考えられているのである^(註29)。

上述したとおり同業者組合には税金や公的サービスの利用料を(行政府に代わって)徴収しその手数料を得る権利(商工業者法第29条)も与えられているものの、聞き取り調査では組合が徴税を代行する事例は聞かれなかった^(註30)。ただし同業者組合が事業者に対して適切・適当な納税額を指導・助言する場合があると指摘があった^(註31)。

以上のように事業者にとっては、日常の業務に極めて密接な関係をもち、営業の後ろ盾となるのが各同業者組合である。テヘランのような大都市ではおおむねすべての業種に同業者組合が結成され、個別の事業者からの照会に応じているが、地方によっては当該する同業者組合が

存在しない場所もあり、その場合はより広域を統括する（県の）事業会議所がこうした業務を代行する。

ちなみに同業者組合・事業会議所ともに工鉱商業省からは財政的に全く独立した民間組織でありながらこれまでにみてきたように「公的」な任務も少なくない重責であるため、理事会役員は業界の名誉職という意味合いが強い。そのため、同業者組合の役員（専従職員を除く）は組合員による選挙制とはいえ、資本が大きく中央官庁との政治的なパイプを重視する一部の有力企業からの出仕が一般的であるとされる。

(2) 民間事業者の「低組織化」と事業会議所
このように同業者組合は、営業許可、係争処理、違反の摘発、価格統制などを通じてイランの民間事業者とその経済活動を監理していることがわかる。商工業者法を通じて事業者たちみずからの組織化を促すという制度の目的はここに瞭然としている。

こうした制度があえて必要とされる背景として、先行研究中に指摘されているイラン民間事業者の「低組織化」状態を挙げることができる。Iwasaki [2017] は、イランのアパレル産業を事例として、国内の中小零細企業群のほとんど組織化されていない企業間関係を前提とする生産・流通体制を「低組織化」(weakly-organized)システムと呼んでいる。

経営上の特徴として、第一に生産の主たる担い手の大部分が就労者数10人未満の中小零細企業であり、企業どうしの連携が希薄で、とりわけ生産から流通へと至る垂直的な事業および人的資本の統合関係がほとんど発展していない点が挙げられる。第二に製品を企画して生産者

を組織化するような流通業者が存在せず、独立しかつ零細な生産者が独自の経営判断によって生産した製品を流通業者のもとへ持ち込んで販売網に乗せているという点を指摘できる。資本や人的統合はおろか、両者の間で（あるいは同業者同士の間で）生産に先立って市況や流行に関する情報交換すら行われることは稀である。本節1.(2)において中小企業であっても輸出入事業者認定証を申請せざるを得ないことを述べたが、それは彼らがこうした「低組織化」システム下の独立経営を堅持していることの裏返しなのである。

とはいえ、このような生産者・流通（卸・小売）業者ともに規模の小さい独立資本であり、しかもそれらが系列的な企業グループにまったく組織されていないことを所与の条件として培われてきたいわば自助システム（業界のさまざまな慣行、装置）が一定程度まで有効に機能しているため^(注32)、企業はその圧倒的な零細性にも拘わらず（時として海外製品流入による深刻な打撃を被ることがあったにせよ）内需に応え雇用を創出してきた。

また市場の様態については、参入障壁が低く流動性の高い流通機構の特異性が指摘されている。消費物資の国内流通網の要所であるテヘランの大バーザール (Bāzār-e bozorg-e Tehrān) は国産工業製品や輸入物資の卸売の中心として機能し、各商品の需給状況についての情報が集中して全国の卸・小売価格の元となる相場がここで決定される。しかしそれほど重要な市場であるにも拘らず市場を構成する流通業者、サプライヤーのいずれも入れ替わりが極めて激しい。流通業者は自身の利益を迅速に確定することを重視し、取引相手を固定化せずにさまざまなサ

プレイヤーとのスポット取引を繰り返しているが、サプライヤー側にとっても、製品の出所による選別がなく、そこへ持ち込めば必ず自社製品の販路を確保できるというメリットがある[岩崎 2024, 165]。零細事業者にとって参入が容易で開放的な集散市場はイラン国内の物資流通において中心的な役割を負い、その存在がさらに事業者の独立志向を強化し「低組織化」状態を保全する結果になっている。

しかもこうした状況はアパレル産業のみならず、イラン民間部門の製造業、流通業、サービス業の少なくない部分にも共有されている^(注33)。すべての分野で同様の傾向が支配的であると軽々に断言はできないものの、イラン固有の企業間関係が事業者の流動性を誘引しやすい可能性は指摘できるだろう。

こうした民間事業者の「低組織化」状態を所与としてまいちど同業者組合制度を俯瞰しよう。岩崎[2019]によれば、いずれの事業者も同業者組合の事務所には頻々と顔を出し、理事会のメンバーの顔触れなども見知っていることが多い。すなわち同制度によって、ともすれば無秩序になりがちな一般事業者の参入・退出の把握がなされ、商工業者法が一定程度効果的に機能していることが窺われる。ただし事務所への接触はあくまでも営業許可証の更新などを含む経営上の事務手続きのためであり、同業者組合をつうじて事業者による何か自発的な集団行動がとられるためのものではない。たとえば販売業者が季節終盤のセール実施について同業者組合に届け出をする慣行があるが、これも価格統制の一環として義務づけられているもので、業者間の協議によって行われているものではない[岩崎 2019, 17]。

したがって現行の同業者組合は民間事業者の横のつながりを軸にしたものではなく、彼らの経済主体としての自律性を象徴する組織としては扱えない。流動的かつ分散的な民間事業者の様態を前提とするならば、さまざまな分野に結成される同業者組合とその全国組織であるイラン事業会議所は、行政府の側にこそその組織化を促す動機があるために敷かれている制度だということが理解されよう。

おわりに

以上にみてきたとおり、輸出入事業に参入する事業者を把握するイラン商工会議所と同業者組合を束ねるイラン事業会議所とは、いずれも現代イランの民間事業者が許認可制度を通じて行政府とつながるチャンネルとなり、彼らの活動に法的裏づけを与える役割を果たしている。制度設計上は、場合によってイラン商工会議所や事業会議所は末端組織への人事介入も可能であり、その意味で2団体はいわゆる競争法が規制の対象とするような自発的・自律的事業者団体とは性格を異にしていると考えべきであろう^(注34)。

先行研究にみるように、近世以来のイラン行政府は、バーザールに拠点をおくさまざまなセンフの成員たちによるまとまりを利用しつつ、政府との橋渡し役を担うセンフの長などを通じて行政が商工業者たちを一定程度まで監理したと推測される。しかしパフラヴィー朝期に関する研究では「バーザーリー」「バーザール商人」と宗教指導者層との政治的連合に焦点が当たりすぎた結果、こうした歴史的関係性がどのように変化したのかについて十分な検討が行われて

こなかった。本稿が明らかにした公的事業者団体の役割は、レザー＝シャー期の行政府による民間事業者対策の一端と、モハンマド＝レザー＝シャー期にセンプ単位の全事業者監理のための新たな制度が敷かれた事実を示すものである。そこには政府が事業者組織を統制・監理し、そしてその中間に配された事業者代表が両者の利害調整を任されるという構造が観察された。

今日のイランでは、1979年の革命を経て事実上の公共部門が経済において果たす役割やその活動範囲はいまだ極めて大きい一方で、そこからはみ出した民間事業者のほとんどが軽工業やサービスなど政府の石油収入の恩恵に与かりにくい分野で経済活動を行っている。この事業者群は相互の関係が希薄で流動性が高く、経済全体からみれば最も実態把握の難しいアクターたちによって構成されており、その動向を正確に把握することはイラン行政府にとって至難の業であろうことは想像に難くない。

たとえば輸入に大きく依存している国内製造業の原材料需要の正確な把握はイラン政府にとっては極めて重要だが、中小・零細企業群の「低組織化」状態やリーディング・カンパニーの不在はこの課題を困難にし、しばしば貿易政策や為替政策の妥当性が損なわれかねない。イランの民間事業者の開放性と流動性が予測不能なダイナミズムを生んだ端的な事例として、2000年代前半に最終消費財の輸入規制が大きく緩和された折に少なくないアパレル製造企業が貿易業者へと転身して買い付けのためみずから中国などへ渡航した際の顛末を挙げることができる。テヘランの大パーザールをはじめとする国内の主要な集散市場には経験の少ない「にわか貿易業者」が次々と参入し、既存の国内流

通機構を通じてみずから外国製品を売りさばいたことが報告されている。大量の海外アパレル製品がイランの国内市場に流入し、国内の生産現場には破壊的な影響もたらされた。生産から流通へ容易に方向転換する事業者が続出した様子は「低組織化」のひとつの帰結でもあり、イランの民間事業者の流動性の本質を示すものであった [Iwasaki 2017, 83-96]。

とはいえ本稿が取り上げた行政府による許認可制度が、民間事業者たちの同時多発的な業態変更と、それに伴う急激な貿易収支の悪化や国内産業へのダメージとを多少なりとも抑止、あるいは緩和する効果をもった可能性はある。というのも、このとき雪崩を打ったように貿易事業に参入した事業者のうち（そのすべてが輸出入事業者認定証を取得していたとは考えにくいものの）少なくとも合法的に利益をあげようとした事業者たちはイラン商工会議所のスクリーニングを受けなければならなかったはずだからである。

こうした実態に鑑みれば、本稿が取り上げた2つの事業者団体が行う許認可制度は、政府の管轄下にある公共部門や事実上の監理下にある「準」公共部門とは別に、イラン民間部門の動静を政府がかろうじて把握するための、おそらくは最も低コストの制度となっていると考えられる。また事業者団体による産業ごとの事業者数の把握は、経済統計データの甚だしい不足を補う貴重な情報源となり、政府による国民の経済活動範囲・規模の把握（ひいては課税の妥当性の確保）において極めて重要な役割を果たすであろうことも指摘できる^(注35)。

とまれ今日のイランにおいては民間事業者による自律的な組織化（それは事業者団体のような

形でも、企業連合のような形でもあり得る)はいまだ萌芽的か、もしくはほとんどない。現行の許認可制度(そして過去の事業者・行政府関係)が、産業組織全般の「低組織化」状態の結果として必要とされたものなのかについて現時点で判断することは尚早といわざるを得ないが、今後の研究において大いに深められるべき課題であろうと考える。

(注1) 本稿における「事業者団体」は「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体(営利目的のものを除く)」という日本の独占禁止法第2条における定義に準ずる。

(注2) 1979年発布のイラン・イスラーム共和国憲法(1989年に一部改定)では「大規模産業(sanāye-e bozorg), 基幹産業, 貿易, 大規模鉱業, 銀行, 保険, エネルギー供給, ダム・大規模水道ネットワーク, ラジオ, テレビ, 郵便, 電信電話, 航空, 船舶, 道路・鉄道, および公共的所有によって政府の権限が及ぶもの」を政府部門とすることが定められている(第44条)。このなかには革命以前から国有であった経済分野もあるが、革命政権の方針にしたがって、革命の混乱のなかで「大規模近代工業のかんりの部分と銀行・保険業全般」[カールシェナース2000, 56]の企業が接収され国有化された。

(注3) イラン民営化機構(Sāzmān-e khosūsī-sāzi-ye Īrān)によれば、1990年代初頭のラフサンジャーニー政権期から2011年に至るまでに少なくとも1000社以上の株式が売却されており、その大きな部分を石油(ダウンストリーム)・化学・金属・電力・通信分野などが占めた[Harris 2013, 56-57]。

(注4) イラン政府の旗振りによって全国に9万6000社余りが作られ、イラン協同組合・労働・社会保障省(Vezārat-e ta'āvon, kār va refāh-e ejtemā'i-ye Īrān)の管轄下にある[Markaz-e

Āmār-e Īrān 2021, 258, 336, 338]。主として農村部における地産地消的な経済活動と地域の雇用創出に貢献することが想定される非営利の事業体。

(注5) 商人については出身地ごとに分かれて活動し、横断的な同業者組織はなかったことが指摘されている[Keyvani 1982, 71]。

(注6) 時代を下ると一部の「ギルド」(エスファハーンの靴職人, 肉屋など)には成員に帰属する「商売の権利(ḥaqq-i bunīcha 原文ママ)」が生じたことが知られ、部外者は成員からこの権利を購入することによってのみ参入を許された[Lambton 1954, 24]。

(注7) Floor [2009]はヨーロッパのギルドを基準としてそれとイランのアスナーフとがどのように異なっていたのか、という論点を網羅的に知る上で有益かつ示唆に富む。

(注8) 1957年に制定された「同業者組合結成および商工業者業務調整に関する規則」(āyīn-nāme-ye tashkīl-e ettehādīye-ye senfī va tanzīm-e omūr-e asnāf va pīshvārān) [Binder 1962, 186]が同業者組合制度の原型と考えられる。

(注9) イラン事業者会議所(Otāq-e asnāf-e Īrān)中央事務所において会頭および役員より聞き取り[岩崎2019, 3]。

(注10) 商工業者法第4条が定めるセーフとは、活動の性格が単一の種類であるとみなされる事業者の一团を指す。

(注11) 同業者が一定の数いれば同業者組合を結成せねばならないがその設立要件は当該地域の人口規模におうじて細かく定められている(商工業者法第21条)。

(注12) この会議は国立銀行の創設や工場設立、輸出品の品質管理などについても積極的な関与を求め、テヘランを含む複数の大都市でのこうした組織設立を目指していた。ガージャール朝のナーセロッディーン・シャーはこれに同意したとされるが、結局は官僚や地方支配者の抵抗にあって立ち消えた。

(注13) Ashraf [2013] によればこの商業会議所に参加した商人たちは、レザー＝シャーによる政権奪取を支えるために臨時に作られた商人組織のメンバーで、かつその評議員の半数は役人であった。

(注14) ちなみに明治維新期にその黎明をみた日本の商工会議所は、やはり近代化期の「富国強兵」政策の下で「商工業の保護奨励を図る」に際し「協力を求むべき業界の機関」として設置された（ただしその下敷きとなる事業者団体「江戸町会所」が存在していたことは留意すべきである）[日本商工会議所 1978, 7-11]。

(注15) 各商業会議所の会員数は地区の重要性に応じて6名から15名までの間で国民経済省が決定する（1930年会議所法第2条）。この法では会議所を設立する地区について「重要な商業中心地」とし、地名は明示されていない。

(注16) 一方で「政府は商業会議所の決定遂行にかんして常に任意である」などとして最終決定権が政府にあることが明示されている（1930年会議所法第27条）。

(注17) 1930年を皮切りに、全面的改正としては1942（イラン暦1321）年、1954（同1333）年、および1991（同1369）年が挙げられる。ただし1991年法は直後に改正された現行法と大きく変わらない（最大の相違は会議所の正式な名称）。

(注18) 地方会議所の設立には少なくとも50名の会員を要する（1994年会議所法第4条注1）。

(注19) テヘランは60名、その他の地方はそれぞれ15名である（1994年会議所法第12, 13条）。

(注20) 商業相、経済財務相、鉦工業相、農業相。議長は商業相が務める（1994年会議所法第8条）。法文では上記のごとく規定されているが、現行の省庁区分は商業および鉦工業が1つの省である。

(注21) たとえば事業者団体の設ける加入制限や基準認証制度が事実上の参入障壁となっているような場合や、業界の「自主規格」が特定規格の強制的採用にあたるとみなされる場合に

どに、これを制限すべきとする考え方である[岩崎 2019, 4]。

(注22) 会員は有効期限のある「カールテ・オズヴィヤット (kārt-e 'ozvīyat)」と呼ばれる会員証を取得する。

(注23) <https://iccima.ir/صدورسکارت‌ج‌ازرگانی‌ثبت‌درخواست> (2025年4月9日閲覧)

(注24) イラン繊維技術者協会 Y 氏からの聞き取り (2023年5月31日)。

(注25) イラン繊維技術者協会 Y 氏からの聞き取り (2023年5月31日)。

(注26) イラン商工会議所・鉦工業委員会委員長 S 氏からの聞き取り (2019年9月29日)。

(注27) イラン事業会議所は、営業許可証を取得した上で操業する事業者が220万余り、正規に営業許可証を取得せずになんらかの事業に従事する者がおよそ75万と推計している[岩崎 2019, 15]。

(注28) 営業許可証はたんに国内での操業を合法化するだけでなく、商用などで事業者が海外に赴く場合の渡航手続きに際して所属する同業者組合からのレターが関連省庁に送られるなど、事業者にとって全般的な「身分証明」の役割を果たしている[岩崎 2019, 16]。

(注29) テヘランニット製品・靴下生産者・販売業者同業者組合での聞き取り[岩崎 2019, 16]。

(注30) イラン事業会議所はこれについて「税務署と同業者組合との合意があれば代理徴税は可能との見解を示している[岩崎 2019, 23]。

(注31) イラン繊維・アパレル産業生産者・輸出業者組合 (Ettehādiye-ye toulīd-konande-gān va sāder-konande-gān-e sanāye'-e nassājī va pūshāk-e Īrān) からの聞き取り[岩崎 2019, 16]。

(注32) たとえば、多数の零細な生産者（アパレル製造企業）の代理として海外からの原材料調達手続きを代行（ただし自身が商品を買付けするわけではない）するエージェントの活躍、独自の集荷ルートを使って分散する生産者たち

から商品を集め委託販売する卸売業者の集積地の存在などはその例として挙げることができる。

(注 33) 出版・書籍流通 [岩崎 2003, 2017] や青果流通 [岩崎 2004] などにおいても、生産者・流通業者がともに相対的に零細でありいずれかによる寡占が起りにくいために、製品や商品の集散機能に優れた場所（すなわち店舗集積地や市場など）が確保され「委託販売」が円滑に行われることが生産・販売システム全体において極めて重要であるという事実が読み取れる。また技術をもつ職人やサービス業者についても同様の傾向がある [岩崎 2015]。

(注 34) イランの民間事業者がみずから組織した事業者団体が無いわけではない。政府の施策にたいする改善要請などを主目的としたアパレル製造業の事業者たちによる私設のNPOも紹介されている。ただしこれは業界内の優良企業が自発的に結成しているという事情もあり加盟する事業者は限られる [岩崎 2019, 17-18]。

(注 35) イラン統計センターが提供する産業別事業所数は、その継続性や関係官庁の利害を反映しない中立性という観点から国内の各種統計のなかでは相対的に信頼性の高いものだが、民間NPOが掌握する数字と比較して大きなタイムラグが存在するほか、統計センターの各年の年鑑自体にも時として数字上の不整合がある。たとえば Iwasaki [2010, 2] を参照。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 岩崎葉子 2003. 「イランにおける書籍流通に関する一考察——再販制をめぐる議論を中心に——」『現代の中東』(34): 81-96.
- 2004. 「テヘランの公設市場——食料流通と都市行政——」『現代の中東』(36): 54-67.
- 2015. 『「個人主義」大国イラン』平凡社
- 2017. 「「取次」のいない市場——イランの

書籍流通——」『アジア研ワールド・トレンド』(256): 61-67.

——— 2019. 「イランにおける同業者組合制度——競争制限的な事業者団体の不在と市場の公正性——」『アジア経済』60(4): 2-26.

——— 2024. 「「低組織化」システムと市場——現代イランから見るもうひとつの解——」長岡慎介編『貨幣・所有・市場のモビリティ』東京大学出版会.

カールシェナース, マスード 2000. 「革命以降のイランにおける石油と経済発展」徳増克己訳・岩崎葉子監訳, 原隆一・岩崎葉子編『イラン国民経済のダイナミズム』アジア経済研究所, 日本商工会議所 1978. 『商工会議所制度 100 年の歩み』.

〈外国語文献〉

- Ashraf, Ahmad 2013. “Chamber of Commerce, Industries, and Mines of Persia.” *Encyclopedia Iranica* (2025 年 4 月 30 日閲覧).
<https://www.iranicaonline.org/articles/chamber-of-commerce-industries-and-mines-of-persia-otaq-e-bazargani-wa-sanaye-wa-maaden-e-iran-also-call/>
- Binder, Leonard 1962. *Iran Political Development in a Changing Society*. Berkeley: University of California Press.
- Floor, Willem M. 2009. *Guilds, Merchants, and Ulama in Nineteenth-century Iran*. Washington, D.C.: Mage publishers.
- Harris, Kevan 2013. “The Rise of the Subcontractor State: Politics of Pseudo-privatization in the Islamic Republic of Iran.” *International Journal of Middle East Studies* 45(1): 45-70.
- Iwasaki, Yoko 2010. *Questionnaire Survey on Apparel Firms in Iran 2010*. Research Report Series No.11, Need-based Program for Area Studies, Middle East within Asia: Law and Economics, Hitotsubashi-University.

- 2017. *Industrial Organization in Iran: The Weakly Organized System of the Iranian Apparel Industry*. Springer.
DOI: 10.1007/978-981-10-4579-0
- Keshavarzian, Arang 2007. *Bazaar and State in Iran: The Politics of the Tehran Marketplace*. New York: Cambridge University Press.
- Keyvani, Mehdi 1982. *Artisans and Guild Life in the Later Safavid Period: Contributions to the Social-Economic History of Persia*. Berlin: Klaus Schwarz Verlag.
- Lambton, Ann K.S. 1954. *Islamic Society in Persia: An Inaugural Lecture delivered on 9 March 1954*. Great Britain: School of Oriental and African Studies University of London.
- Markaz-e Āmār-e Īrān 2021. *Sāl-nāme-ye Āmārī-ye Keshvar 1398*. Tehrān: Markaz-e Āmār-e Īrān.
- Rūz-nāme-ye Rasmī-ye Jomhūrī-ye Eslāmī-ye Īrān 2009. *Majmū'e-ye Qavānīn va Moqarrarāt-e Sāl-hā-ye 1300-1312 hejrī-ye shamsī (bakhsh-e avval)*. Tehrān.
- [付記] 本稿は2022-2023年度にアジア経済研究所が実施した「イランにおける企業連合—商工会議所の機能と成り立ち」研究会の成果の一部である。
- (アジア経済研究所新領域研究センター, 2024年4月1日受領, 2025年1月10日レフェリーの審査を経て掲載決定)

Abstract

The Role of “Public” Business Associations in Iran: A Study of the Relationship between Private Businesses and the Government

Yoko Iwasaki

In Iran today, two “public” business associations—the Iran Chamber of Commerce, Industries, Mines and Agriculture and the Iran Traders Chamber—are linked to ordinary private business entities (including corporations and individual business owners) through the issuance of import/export business certificates and business licenses, respectively. There is a structure such that the government controls and supervises these businesses by having business operators organize these associations by themselves, and the business representatives placed in the middle are tasked with adjusting the interests of both parties. In Iran, these business associations ultimately play an important role in helping the government grasp business trends of private sector where cooperation between business entities is weak in major areas of economic activity such as production and distribution and where it has been historically difficult for autonomous business organizations to develop.